

## 第4章 外国語特許出願に関する手続

特許協力条約に基づく国際出願日が認められた国際出願（「国際特許出願」（特184の3））のうち、日本語以外の言語でされたものを「外国語特許出願」といいます。（特184の4（1））国際出願の書類（国際公開、国際調査報告等）は、条約第20条の規定により国際公開の後、日本国特許庁からの請求により国際事務局から送達されます。

（条20、規47.1（a）、規47.4）

### 1. 日本語による翻訳文の提出

#### （1）提出義務

外国語特許出願の出願人は、国際出願日における国際出願の明細書・請求の範囲・図面（図面の中の説明に限る。）及び要約について日本語による翻訳文（以下「翻訳文」という。）を特許庁長官に提出しなければなりません。

（特184の4（1））

なお、条約第19条（1）の規定に基づく補正をした外国語特許出願の出願人は、国際出願日における請求の範囲の翻訳文に代えて、条約第19条補正が組み込まれた状態の翻訳文を提出することができます。

（特184の4（2））

ただし、重複しての翻訳文の提出は認められません。

#### （2）様式（特施38の2）

- ・明細書の翻訳文は特許法施行規則様式51の2により作成します。
- ・請求の範囲の翻訳文は特許法施行規則様式51の2の2により作成します。
- ・要約書の翻訳文は特許法施行規則様式51の4により作成します。
- ・図面の翻訳文は特許法施行規則様式51の3により作成します。

（注）外国語特許出願の図面は、特許庁において職権により、国際公開の各図に「【図1】」、「【図2】」のように図の番号を付したものが、イメージで記録原本ファイルに格納されます（図面の翻訳文が提出されたときは、その図が格納されます。）。

#### （3）提出期間

国内書面提出期間内に特許庁長官に提出しなければなりません。

ただし、国内書面提出期間の満了前2月から満了の日までの間に国内書面を提出した外国語特許出願（当該書面の提出の日以前に翻訳文を提出したものを除く。）にあっては、国内書面の提出の日から2月（以下「翻訳文提出特例期間」という。）以内に、翻訳文を提出することができます。

（特184の4（1）ただし書）

#### (4) 提出方法

翻訳文は、「国内書面」に添付して提出するか、「国際出願翻訳文提出書」に添付して提出します。

国際出願翻訳文提出書は、特許法施行規則に定められた様式ではありませんが、下記の事項を記載します。

- ① 【書類名】の欄には「国際出願翻訳文提出書」と記載します。
- ② 【提出日】の欄には提出日を記載します。
- ③ 【出願の表示】の欄には【国際出願番号】及び【出願の区分】を設け「特許」のように記載します。ただし、国内出願番号が通知されている場合は、【出願の表示】に【出願番号】の欄を設けて、「特願 2 0 0 0 - 0 0 0 0 0 0」のように記載してください。この場合、【国際出願番号】及び【出願の区分】の欄は不要です。
- ④ 【特許出願人】の欄には【住所又は居所】及び【氏名又は名称】を設けて記載します。ただし、識別番号を記載したときは、「【住所又は居所】」の欄は不要です。
- ⑤ 法人にあっては、代理人がない場合、【代表者】の欄を設けて代表者の氏名を記載します。
- ⑥ 代理人がいる場合は、【代理人】の欄を設け【住所又は居所】及び【氏名又は名称】を記載します。ただし、識別番号を記載したときは、「【住所又は居所】」の欄は不要です。

#### (5) 提出されない場合

- ① 国内書面提出期間（翻訳文提出特例期間が適用される場合はその期間）内に、明細書、請求の範囲について日本語による翻訳文が提出されない場合には、当該国際特許出願は取り下げられたものとみなされます。（外国語特許出願の「翻訳文」は、「国内書面」や「国内手数料」と異なり、期間経過後の提出は認められません。）

（特 1 8 4 の 4 (3)）

- ② 要約の翻訳文が提出されていない場合については、期間を指定して補正すべきことを求めます（参照：第 6 章 5. 要約書の補正）。

## 【コラム】 外国語特許出願の翻訳文の提出の特例期間について

特許法第184条の4第1項のただし書で「国内書面提出の日から2月以内に翻訳文を提出することができる」と定められた翻訳文の提出期間を、「優先日から32月以内」と誤解されることがよくありますが、「国内書面の提出日から2月以内」です。

なお、この期間に翻訳文の提出が無い場合は、**国際特許出願は取り下げられたものとみなされます**ので注意してください。

(参考)

外国語特許出願の出願人は、特許協力条約第3条(2)に規定する明細書、請求の範囲、図面及び要約の日本語による翻訳文を提出しなければなりません。ただし、国内書面提出期間の満了前2月から満了日までの間に国内書面を提出した外国語特許出願については、国内書面提出の日から2月以内に当該翻訳文を提出することができる旨規定されています(特184条の4第1項ただし書)。

したがって、上記の期間内に明細書及び請求の範囲の翻訳文の提出がない国際特許出願は、取り下げられたものとみなされます(特184条の4第3項)。

(国際出願翻訳文提出書の記載例)

【書類名】 国際出願翻訳文提出書

(【提出日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【出願の表示】

【国際出願番号】 PCT/US20〇〇/012345

【出願の区分】 特許

【特許出願人】

【識別番号】 300004342

【氏名又は名称】 パテマル・コーポレーション

【代理人】

【識別番号】 100001234

【弁理士】

【氏名又は名称】 国際 太郎

【提出物件の目録】

【物件名】 明細書の翻訳文 1

【物件名】 請求の範囲の翻訳文 1

【物件名】 要約書の翻訳文 1

(【物件名】 図面の翻訳文 1)

(注) 特許法施行規則に基づく様式はありません。

[外国語特許出願]

(明細書の翻訳文の具体的な作成例)

【書類名】 明細書

【発明の名称】 竹の子ばね

【技術分野】

【0001】

この発明は、竹の子ばねの隣接螺回条間に隙間がなく、しかもその竹の子ばねの圧縮、伸張の際の螺回条間の摩擦がなく、円滑な作動をなし得る竹の子ばねに関し、機械類のロッドやねじ棒状の変動する長さの間に覆うのに適した、主に鋼鉄で作られた長さの長い竹の子ばねに関する。

【背景技術】

【0002】

従来から、所謂竹の子ばねと称される、弾性材からなる帯材を巻貝条に巻いた圧縮ばねは知られている。この種のばねは、例えば、大型のペンチやのごとき工具の柄を開駆動するばね又歯装置の緩衝用の弾性支えばね等として多方面に使用されている。

【0003】

また、竹の子ばねは、このようなばね部材として使用し得るほか、カバー部材としても使用し得る。例えば、旋盤における刃物台移動軸やプレス機のガイドポールなどのほか、各種の工作機械や精密工具等には、身体又は衣服が触れて危険な部分、あるいは塗られた油に埃りが付着してその動作が阻害される部分等がしばしば見られる。しかしその多くは、堅固なカバーを設けることのできない部分であって、機械工具の作動時に部材の長さや間隔が変化している部分である。この様式な部分を伸縮自在のジャバラで覆う代わりに、筒状の竹の子ばねを用いようとする試みがなされた。例えば、米国特許第1,234,567号には、プレス機のポストカバーとして、竹の子ばねの円筒カバーが示されている。しかしながらあるいはその密封性の点で欠点があった。

【0004】

従来のカバー用竹の子ばねは、綱帯が、螺回された綱帯の上に一部重なる様式に巻かれて、全体として円錐状を形成しており、隣接する螺回部分にある綱帯は互いに平行しており、円錐の中心軸とも平行になるよう位置づけられている。そして、この竹の子ばねは、その上下端が、このばねの設置座の上で安定するように、円錐の中心軸と直交する面で切断されている。したがって、巻回された綱帯の展開形状としては、綱帯の長さ方向に対して一定の斜角度をもって切断された端部を持っていた。

【0005】

このような従来の竹の子ばねの欠点は、上下に螺回位置された綱帯相互が若干の隙間を持って重なっているため、埃を防ぐには適切でなく、一方この隙間を無くして接触状態で綱帯を位置づければ、ばねの伸縮時に摩擦が多く円滑な動きをすることができない点にある。この綱帯の螺回部を互いに密接させた構造のものを作ると、僅かな摩擦がその一部に存在しても、この摩擦が相接する螺回部の綱帯の滑りを止め、これが他の螺回部の綱帯の平行配置の偏りは更に隣接の螺回部の綱帯との間の滑りを阻害して、摩擦状態は他の螺回部に波及し増大され、円滑な伸縮が不可能となる。この現象は隣接する螺回部の綱帯が互

いに精密に面接触することに起因する。

**【0006】**

このような竹の子ばねの改良を示すものとして、米国特許第2,345,678号・日本特公昭64-23456号が知られている。これらの明細書に示される竹の子ばねは、螺回された綱帯が、円錐状のこのばねの中心軸に対して平行に配置されず、若干正又は負の方向に傾けて配置される点に特徴づけられている。そして、この竹の子ばねは、このように螺回綱帯が傾けられることによって、伸縮の際の綱帯間の摩擦が発生しないようにされている。

**【0007】**

しかし、この竹の子ばねは、伸縮の際に摩擦をなくすことはできるものの、螺回綱帯間に隙間が生じ、カバーとしては好ましくない。

したがって、本発明は、このような従来の竹の子ばねの欠点のない、密封性が良くしかも円滑に伸縮する竹の子ばねを提供することを目的としている。

**【0008】**

また、本発明は、さらに竹の子ばねの少なくとも一方の端に、弾性帯材が円筒状に巻回されて、当該ばねの設置座の上での安定性と設置座との間の密封性を改善した竹の子ばねを提供することを目的としている。

**【先行技術文献】**

**【特許文献】**

**【0009】**

**【特許文献1】** 特開○○○○-○○○○○○号公報

**【特許文献2】** 米国特許第○○○○○○○○号明細書

**【非特許文献】**

**【0010】**

**【非特許文献1】** ○○○著、「△△△△」××出版・・・

**【発明の概要】**

**【発明が解決しようとする課題】**

**【0011】**

本発明は、竹の子ばねを形成する螺回された弾性帯材を、基本的には竹の子状円錐の中心軸線と平行に配置し、当該帯材の断面を彎曲してある。このことによって、隣接して螺回された弾性帯材相互の摩擦を著しく減少し、しかも、竹の子ばねの伸縮の際にも密封性を失わず、特に伸縮自在のカバーに適した竹の子ばねになる。

**【0012】**

また、本発明は、上述の改良された竹の子ばねの少なくとも一端に、螺回される弾性帯材で円筒状の巻回部を形成してある。このことによって、弾性帯材の端が斜めに裁断された従来の竹の子ばねのように当該ばねの設置座との間に隙間を発生させることをなくし、かつ、設置座上での座りを安定させる。

**【課題を解決するための手段】**

**【0013】**

課題を解決するための手段……………。

**【発明の効果】**

**【0014】**

発明の効果……………。

**【図面の簡単な説明】**

**【0015】**

**【図1】**

この発明にかかる好ましい竹の子ばねの断面を示す図である。

**【図2】**

この竹の子ばねを製造する装置の原理を示す図である。

**【発明を実施するための形態】**

**【0016】**

本発明をより詳細に説述するために、添付の図面に従ってこれを説明する。

**【0017】**

第1図は、一片の弾性を有する带状材料1が螺回されて作られた、この発明にかかる好ましい竹の子ばねの断面を示しているが、理解し易くするために带状材料1の断面の彎曲が強調して示されている。この竹の子ばねを形成する弾性を有する带状材料1としては、鋼鉄、ステンレススチール、ベリリウム青銅その他の各種弾性金属材料、あるいは合成樹脂その他の弾性を有する带状材料が用いられ得る。

**【0018】**

この竹の子ばねの先端部1aは、従来の竹の子ばねと異なって、円錐状に螺回される带状材料1を円筒が形成されるように少なくとも一回巻回することによって作られている。引続いてこの带状材料1は、弾性的に変形されて、先端部1aの円筒上からずれて巻貝状に巻かれて螺回部1bを形成している。この螺回部1bにおける带状部材1は、基本的には竹の子ばねの中心軸と平行して配置される。そして、この螺回部1bにおける带状材料1の断面は、強調して図示されているように弧状にわずかに彎曲している。このために、隣接する螺回部1b間の接触は極端に言えば線接触であり、摩擦が小さい。そして、当該竹の子ばねの基端部1cは、前記螺回部1bに引続いて带状材料1が強制的に変形されて、前記先端部1aと同様式、少なくとも一回巻回されて円筒状部分を形成している。

**【0019】**

第2図は、第1図で示した竹の子ばねを効率よく製造する装置の原理を示している。

**【0020】**

先に述べた弾性を有する真直な带状材料1が、巻付ロール2の軸と直交して、当該巻付ロール2と送りロール3とによってくわえ込まれた带状材料1は、その先にある曲げロール4に突き当たり、巻付ロール2へと曲げ込まれる。

**【0021】**

このようにして巻付ロール2上に带状材料1が一重巻取られたならば、次に当該带状材料1は、水平方向に偏り移動される。例えば変移ロール5によって矢印方向に偏向される。

**【0022】**

そして、带状材料1は符号1で示される位置に弾性的に変移され、巻付ロール2への巻付けが継続される。この変移操作後の巻付ロール2への带状材料1の巻付けは、当該巻付ロール2上で重ならないように巻付けるのが好ましい。

**【0023】**

必要な長さだけ、带状材料1の巻付けが行われた後、带状材料1は、前記変移ロール5と対応位置にある逆向きの変移ロール6によって、符号1の位置から元の位置に戻され、再度円筒状に巻回される。

**【0024】**

上記のようにして、带状材料1を螺回させるときは、前後2回の変移によって带状材料1に与えられた歪みが、带状材料1の変移箇所ですべて完全消化しきれず、螺回部1bの両側に逆方向の歪力が与えられ、製品として螺回部1bに彎曲を生じさせる。

带状材料1が金属材料であるときは、この内部歪はヒートセットされる。

**【実施例】**

**【0025】**

実施例……………。

**【産業上の利用可能性】**

**【0026】**

以上のように、本発明にかかる竹の子ばねは、旋盤その他の工作機械の刃物台移動軸のカバーとして、また、プレス機のガイドポールのカバーとして、さらに、各種装置のシリンダーロッドの防傷防塵カバー等として有用であり、特にカバーされるべき部材の間隔が変化する部分に用いるのに適している。

**【符号の説明】**

**【0027】**

1. ○○である。

特許法施行規則第38条の2（様式51の2）により作成してください。

(請求の範囲の翻訳文の具体的な作成例)

**【書類名】** 特許請求の範囲

**【請求項 1】** 竹の子ばねを形成する螺旋された弾性帯材の断面が、基本的には竹の子状円錐の中心軸線と平行に位置され、当該帯材に断面が彎曲していることを特徴とする竹の子ばね。

**【請求項 2】** 竹の子ばねの少なくとも一方の端（1 a 又は 1 c）が、上記弾性帯材（1）を巻回して円筒状に形成されていることを特徴とする請求の範囲第 1 項記載の竹の子ばね。

特許法施行規則第 38 条の 2（様式 5 1 の 2 の 2）により作成してください。

(要約の翻訳文の具体的な作成例)

**【書類名】** 要約書

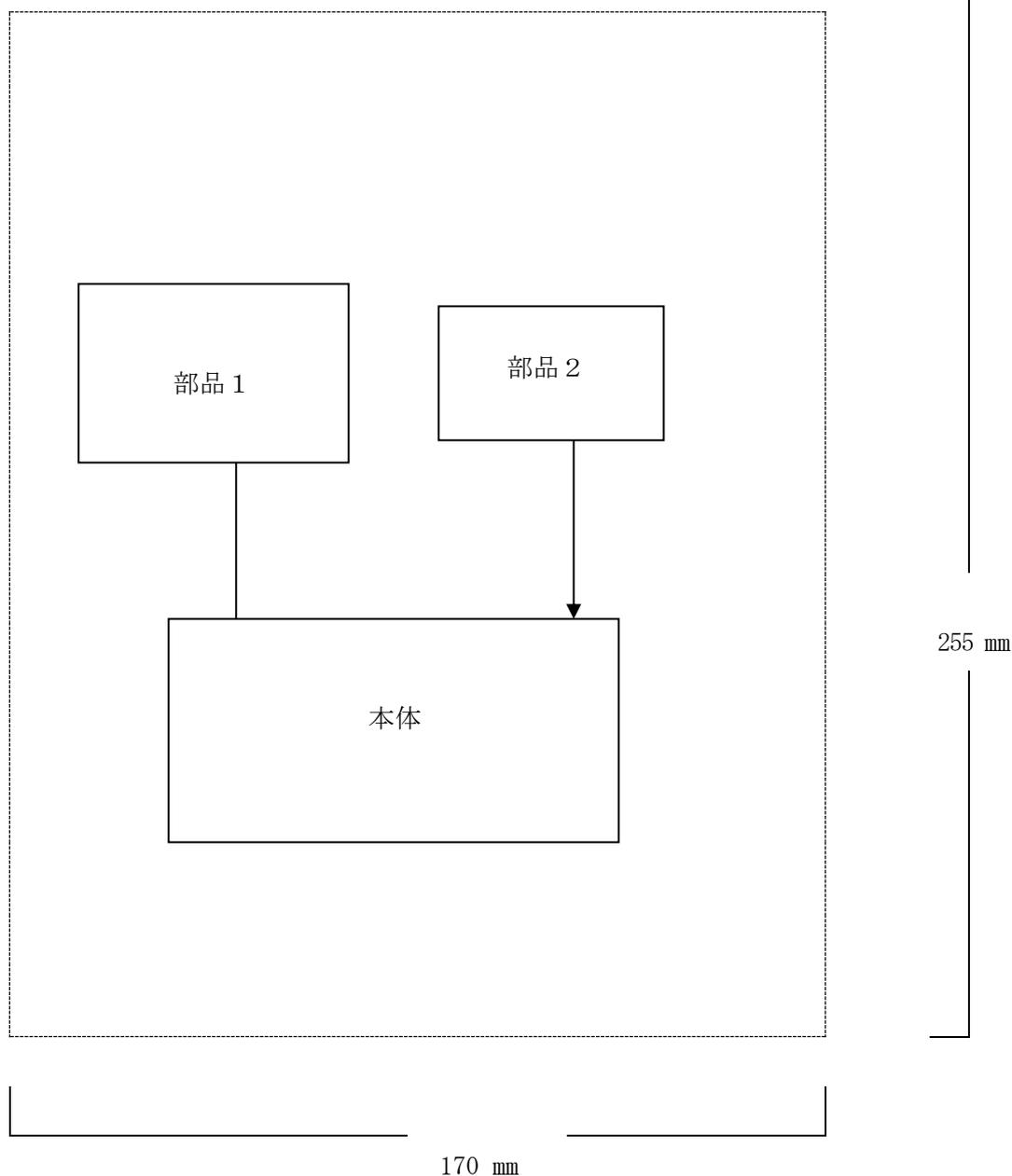
**【要約】**

鋼鉄その他の金属製弾性帯状材料あるいは合成樹脂製弾性帯状材料の一片を巻貝状に螺旋して作られた伸縮可能な円筒カバーとして用いられる竹の子ばねである。竹の子ばねの胴部を形成する螺旋部（1 b）の弾性帯状材料（1）の断面は、竹の子ばねの中心軸と基本的には平行に位置されているが、若干円弧状に彎曲している。そして、竹の子ばねの両端部（1 a）、（1 c）のうち少なくとも一つは弾性帯状材料が円筒状に巻回されている。螺旋部における弾性帯状材料の断面の彎曲は、真直な弾性帯状材料を巻貝状に螺旋する初めと終わりに、円筒状巻回部を形成したときの内部歪によって作り出すことができる。

特許法施行規則第 38 条の 2（様式 5 1 の 4）により作成してください。

(図面 (図面の中に説明がある時) の具体的な翻訳文作成例)

【書類名】 図面 ← コードデータで入力する。  
【図1】 ←



特許法施行規則第38条の2 (様式51の3) により作成してください。

(注) 電子出願ソフトを使用して図面の翻訳文を提出する際、原文の明細書中に図面の簡単な説明がない場合は、明細書の翻訳文に【図面の簡単な説明】の項目のみ記載してください。

## 2. 特許協力条約第19条(1)の規定に基づく補正後の請求の範囲の「翻訳文」の提出

### (1) 翻訳文の提出

条約第19条(1)の規定に基づく補正をした外国語特許出願の出願人は、国際出願日における請求の範囲の翻訳文に代えて、当該補正後の請求の範囲の翻訳文を提出することができます。(特184の4(2))

若しくは、国内処理基準時の属する日までに限り、条約第19条補正に係る翻訳文を提出することができます。(特184の4(6))

条約第19条補正に係る翻訳文は「特許請求の範囲」全文を提出しなければなりません。(特施様式52備考2)

### (2) 提出期間

国内処理基準時の属する日までに提出しなければなりません。

(特184の4(6))

### (3) 提出方法

翻訳文は、下記のどちらかの方法により提出することができます。

- ・国内書面又は国際出願翻訳文提出書に条約第19条補正が組み込まれた状態の翻訳文を添付して提出します。(特施38の4、特施様式53)
- ・条約第19条補正に係る翻訳文を「特許協力条約第19条補正の翻訳文提出書」により提出します。(特施38の2、特施様式52)

### (4) 提出された場合

条約第19条補正に係る翻訳文が提出された場合、当該補正後の請求の範囲の翻訳文は、特許法第36条第2項の規定により願書に添付して提出した特許請求の範囲とみなされます。(特184の6(3))

### (5) 提出されない場合

国内処理基準時の属する日までに条約第19条補正に係る翻訳文が提出されなかった場合には、当該補正はされなかったものとみなされます。(特184の4(7))

### (6) 補正書の書簡に記載した説明

条約第19条(1)の規定に基づく補正書と同時に、補正及びその補正が明細書、図面に与えることのある影響についての「簡単な説明書」が提出されている場合には、「簡単な説明書」を書面(上申書)に記載して特許庁長官に提出することができます。(条19)

(外国語特許出願の特許協力条約第19条補正の翻訳文提出書の記載例)

【書類名】	特許協力条約第19条補正の翻訳文提出書
(【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【国際出願番号】	PCT/US20〇〇/012345
【出願の区分】	特許
【特許出願人】	
【識別番号】	300004342
【氏名又は名称】	パテマル・コーポレーション
【代理人】	
【識別番号】	100001234
【弁理士】	
【氏名又は名称】	国際 太郎
【補正書の提出年月日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【手続補正1】	
【補正対象書類名】	特許請求の範囲
【補正対象項目名】	全文
【補正方法】	変更
【補正の内容】	
【書類名】	特許請求の範囲
【請求項1】	.....
.....	.....
【請求項〇】	.....
.....	.....
【その他】	.....

特許法施行規則第38条の2（様式52）により作成してください。

(注1) 「特許請求の範囲」を全文補正する形で翻訳文を作成し、補正により記載を変更した個所に下線を引いてください（【請求項〇】の欄名には、下線を付さないでください。）。

(注2) 条約第19条補正により請求項を削除していて、原文に「2（削除）」と記載されているときには、そのまま「【請求項2】（削除）」と記載するか、又は、請求項3を繰り上げて請求項2として翻訳します。この場合は、【その他】の欄には、「請求項2を削除したため、請求項3以降を繰り上げて記載した。」旨を記載してください。

(注3) 【その他】の欄には、条約第19条補正の補正個所及び補正の根拠を記載してください。補正の根拠の記載例について、詳細は特許庁ホームページ（参照：第3章 1. 特許協力条約第19条(1)に基づく補正書の写しの提出（日本語特許出願の条約第19条補正の写し提出書の記載例）（注2））を参照してください。

### 3. 特許協力条約第34条(2)(b)の規定に基づく補正書の「翻訳文」の提出

#### (1) 翻訳文の提出

補正が国際予備審査機関により国際予備報告の基礎とされた場合、補正書として提出された差替え用紙はその後の補正により差替えられた場合を除き国際予備報告に附属書類として添付されます。(規70.16)

外国語特許出願の出願人は、条約第34条(2)(b)に規定する補正を行った場合には、補正書の日本語による翻訳文を国内処理基準時の属する日までに特許庁長官に提出しなければなりません。(特184の8(1))

#### (2) 明細書の補正があった場合

明細書の翻訳文は、明細書の「全文」又は「【発明の名称】」、段落番号「【○○○○】」若しくは「【配列表】」を単位として提出してください。

ただし、特許法第184条の4第1項又は第2項の翻訳文に対し、段落番号「【○○○○】」の数を増加若しくは減少するものであるとき又は見出しを追加、削除若しくは変更するものであるときは、明細書の「全文」を単位として提出しなくてはなりません。

(特施様式54備考3)

#### (3) 請求の範囲の補正があった場合

補正が請求の範囲に対して行われた場合には、翻訳文は「特許請求の範囲」全文を提出しなければなりません。(特施様式54備考4)

#### (4) 図面の補正があった場合

図面の補正があった場合は、全図又は「【図○】」を単位として提出しなければなりません。(特施様式54備考5)

図面中の説明の有無にかかわらず、補正された図面(補正後の図面中に説明がある場合は、説明を翻訳したもの)全てを提出しなければなりません。

#### (5) 提出の期間

国内処理基準時の属する日までに提出しなければなりません。(特184の8(1))

#### (6) 提出方法

補正書の翻訳文を「特許協力条約第34条補正の翻訳文提出書」により提出します。

(特施38の6、特施様式54)

(7) 提出された場合

補正書の翻訳文が提出された場合には、特許法第17条の2第1項の規定による手続補正がされたものとみなされ、かつ、補正されたものとみなされたその補正は特許法第17条の2第2項の誤訳訂正書を提出してされたものとみなされます。

(特184の8(2)、特184の8(4))

(8) 提出されない場合

国内処理基準時の属する日までに補正書の翻訳文が提出されなかった場合には、当該補正はされなかったものとみなされます。(特184の8(3))

(注) 条約第34条の補正は、条約第19条の補正と違い回数の制限がありません。

条約第34条補正を2回以上行った場合でも、条約第34条補正に係る翻訳文の提出は1通にまとめて行うことができます。

その場合、【補正書の提出年月日】の欄には、最新の条約第34条補正のものを記載し、【その他】の欄には「本願については、条約第34条補正が令和○年○月○日と令和○年○月○日に提出されており、令和○年○月○日の補正では請求項○を補正し、令和○年○月○日の補正では請求項○を補正した。」のように条約第34条補正の全ての提出年月日と、それぞれについての補正個所を特定してください。また、補正の個所及び補正の根拠も記載してください。

(外国語特許出願の特許協力条約第34条補正の翻訳文提出書の記載例)

【書類名】	特許協力条約第34条補正の翻訳文提出書
(【提出日】)	令和〇〇年〇〇月〇〇日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【国際出願番号】	PCT/US20〇〇/012345
【出願の区分】	特許
【特許出願人】	
【識別番号】	300004342
【氏名又は名称】	パテマル・コーポレーション
【代理人】	
【識別番号】	100001234
【弁理士】	
【氏名又は名称】	国際 太郎
【補正書の提出年月日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【手続補正1】	
【補正対象書類名】	明細書
【補正対象項目名】	全文
【補正方法】	変更
【補正の内容】	
【書類名】	明細書
【発明の名称】	.....
【技術分野】	
【0001】	.....
【〇〇〇〇】	.....
【背景技術】	
【〇〇〇〇】	.....
(略)	
【〇〇〇〇】	.....
【図面の簡単な説明】	
【〇〇〇〇】	
【図1】	.....
【図〇】	.....
【手続補正2】	
【補正対象書類名】	特許請求の範囲
【補正対象項目名】	全文
【補正方法】	変更
【補正の内容】	
【書類名】	特許請求の範囲
【請求項1】	.....
【請求項〇】	.....

<b>【手続補正 3】</b>	
<b>【補正対象書類名】</b>	図面
<b>【補正対象項目名】</b>	全図
<b>【補正方法】</b>	変更
<b>【補正の内容】</b>	
<b>【書類名】</b>	図面
<b>【図 1】</b>	
<b>【図〇】</b>	
<b>【その他】</b>	.....

特許法施行規則第 38 条の 6（様式 54）により作成してください。

- (注 1) 特許法 184 条の 4 第 1 項又は第 2 項の翻訳文に対し、補正により記載を変更した個所には下線を引いてください（【請求項〇】の欄名には、下線を付さないでください。）。
- (注 2) 明細書の段落番号「【〇〇〇〇】」の数を増加若しくは減少する補正をするとき又は見出しを追加、削除若しくは変更する補正をするときは、明細書の「全文」を単位として補正してください。補正により記載を変更した個所には下線を引いてください（【〇〇〇〇】の欄名には、下線は付さないでください。）。
- (注 3) 「特許請求の範囲」を全文補正する形で翻訳文を作成し、補正により記載を変更した個所に下線を引いてください。
- (注 4) 請求項を補正により削除していて、原文に「2（削除）」と記載されているときには、そのまま「【請求項 2】（削除）」と記載するか、又は、請求項 3 を繰り上げて請求項 2 として翻訳します。この場合は、【その他】の欄には、「請求項 2 を削除したため、請求項 3 以降を繰り上げて記載した。」旨を記載してください。
- (注 5) 【その他】の欄には、条約第 34 条補正の補正個所及び補正の根拠を記載してください。補正の根拠の記載例について、詳細は特許庁ホームページ（参照：第 3 章 1. 特許協力条約第 19 条（1）に基づく補正書の写しの提出（日本語特許出願の条約第 19 条補正の写し提出書の記載例）（注 2））を参照してください。

#### 4. 在外者による直接手続

在外者（日本国内に住所又は居所、法人にあつては営業所を有しない者）である国際特許出願の出願人は、特許法第8条第1項〔特許管理人による手続〕の規定にかかわらず国内処理基準時までには、特許庁に直接手続をすることができます。（特184の11(1)）

ただし、国内処理基準時の属する日の後、3月以内に特許管理人を選任して特許庁長官に届け出なければなりません。（特184の11(2)、特施38の6の2）

特許庁に手続を行っていて、かつ上記期間内に特許管理人の選任の届出がない場合は、その旨の通知がなされます。その通知の日から2月以内に特許管理人の選任の届出がなかった場合には、その国際特許出願は取り下げたものとみなされます。

（特184の11(5)）

なお、在外者である国際特許出願人は、国内居住者との共同出願においても、期間内に特許管理人の選任の届出が必要となります。